ウェルアカデミーの福祉講座が

教育訓練給付対象講座

になりました

教育訓練給付制度とは

教育訓練給付制度とは**一定の条件を満たした方**が厚生労働大臣の指定する講座を受講し修了した場合、修了時点までに**実際に支払った学費の 20%（上限 10 万円）が支給**される制度です。

ウェルアカデミーの対象講座

- □　介護職員初任者研修
- □　実務者研修
- □　福祉用具専門相談員指定講習会

支給対象者とは

●初めて制度を利用される方……雇用保険の一般保険者であった期間が **1 年以上**

●制度の利用が 2 回目以降の方……雇用保険の一般保険者であった期間が **3 年以上**で、以前利用してから 3 年以上

※転職した場合は、それぞれ退職から再就職までの期間が 1 年以内であれば、前職の一般保険者であった期間が通算されます。

※現在離職中でも、退職してから 1 年以内であれば利用可能です（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由で適用対象期間の延長も可能）。

受給資格や詳細については

お近くのハローワークへお問い合わせください

↓ハローワーク教育訓練給付制度ページ↓

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html